

10. 騒音・振動

(1) 環境基準等

ア. 騒音に係る環境基準

(平成10年 9月30日 環告64)

環境基準は、地域の類型及び時間の区分ごとに次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

地域の類型	基準値	
	昼間（6:00～22:00）	夜間（22:00～6:00）
A A	50デシベル以下	40デシベル以下
A 及び B	55デシベル以下	45デシベル以下
C	60デシベル以下	50デシベル以下

注：1. A Aを当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とする。

2. Aを当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。

3. Bを当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。

4. Cを当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。

ただし、次表に掲げる地域に該当する地域（以下「道路に面する地域」という）についてはその環境基準は上表によらず次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

地域の区分	基準値	
	昼間（6:00～22:00）	夜間（22:00～6:00）
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60デシベル以下	55デシベル以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65デシベル以下	60デシベル以下

この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間においては、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

基準値	
昼間	夜間
70デシベル以下	65デシベル以下
備考 個別も住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められているときは、屋内へ浸透する騒音に係る基準（昼間にあっては45デシベル以下、夜間にあっては40デシベル以下）によることができる。	

- 達成期間
1. 道路に面する地域以外の地域については、環境基準の施行後直ちに達成され、又は維持されるように努める。
 2. 既設の道路に面する地域については、環境基準の施行後10年以内を目途として達成され、または維持されるように努める。
 3. 一般地域が環境基準が施行された日以降計画された道路の設置によって新たに道路に面することになった場合にあっては、上記にかかわらず、当該道路の供用後直ちに達成さ又は維持されるように努める。

イ. 騒音規制法に基づく特定工場等の規制基準

時間 区域	昼 間 (8:00～19:00)	朝・(6:00～8:00) 夕・(19:00～22:00)	夜 間 (22:00～6:00)
第 1 種	50デシベル以下	45デシベル以下	40デシベル以下
第 2 種	55デシベル以下	50デシベル以下	45デシベル以下
第 3 種	65デシベル以下	60デシベル以下	50デシベル以下
第 4 種	70デシベル以下	65デシベル以下	60デシベル以下

注： 第1種区域、第2種区域、第3種区域及び第4種区域の区分は次のとおりです。

第1種区域：第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域及び第2種中高層住居専用地域

第2種区域：第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域

第3種区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び市街化調整区域のうち指定された場所

第4種区域：工業地域及び工業専用地域

ウ. 振動規制法に基づく特定工場等の規制基準

時間 区域	昼 間 (8:00～19:00)	夜 間 (19:00～8:00)
第 1 種	60デシベル以下	55デシベル以下
第 2 種	65デシベル以下	60デシベル以下

注： 第1種区域及び第2種区域の区分は次のとおりです。

第1種区域：第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域

第2種区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び市街化調整区域のうち指定された場所

エ. 市生活環境保全条例に基づく騒音の規制基準

時間 区域	昼 間 (8:00～19:00)	朝・(6:00～8:00) 夕・(19:00～22:00)	夜 間 (22:00～6:00)
第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域	50デシベル以下	45デシベル以下	40デシベル以下
第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域	55デシベル以下	50デシベル以下	45デシベル以下
近隣商業地域 商業地域 準工業地域	65デシベル以下	60デシベル以下	50デシベル以下
工業地域	70デシベル以下	65デシベル以下	60デシベル以下
その他の地域 (工業専用地域は除く)	60デシベル以下	55デシベル以下	50デシベル以下

オ. 騒音規制法及び市生活環境保全条例に基づく特定建設作業の規制基準

法令の区分	生活環境保全条例に基づく特定建設作業									
	騒音規制法に基づく特定建設作業									
作業の種類 規制種別	杭打ち機 杭抜き機 杭打抜機	びょう 打機	さく岩機	空気圧 縮機	コンクリ ートプラ ント アスファ ルトプラ ント	ブルドーザ ー・バック ホー・トラ クターショ ベル・その 他の整地機 械等	鋼球 破壊	舗装版 破砕機	ブレー カー	振動 ローラー
基準値	85デシベル									
作業時刻	午後7時～午前7時の時間内でないこと（午後10時～午前6時の時間内でないこと）									
1日あたりの作業時間	10時間／日を超えないこと（14時間／日を超えないこと）									
作業期間	連続6日間を超えないこと									
作業日	日曜日その他の休日でないこと									

注：1. 基準値は特定建設作業の場所の敷地の境界線での値

2. 指定地域

(1) 騒音規制法 用途地域及び市街化調整区域のうち、指定された場所

(2) 市生活環境保全条例 ①都市計画法第8条第1項第1号に規定する第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、商業地域及び準工業地域

②前号に規定する区域以外の区域であって、学校、病院等の敷地の周囲80m以内の区域

3. () 内の内容については、騒音規制法に基づく指定区域のうち、学校、病院等の周囲80m以内の区域を除く区域について適用します

カ. 振動規制法及び市生活環境保全条例に基づく特定建設作業の規制基準

法令の区分	生活環境保全条例に基づく特定建設作業						
	振動規制法に基づく特定建設作業						
作業の種類 規制種別	杭打ち機 杭抜き機 杭打抜機	鋼球破壊	舗装版 破砕機	ブレーカー	空気圧縮機	ブルドーザ ー・バック ホー・トラ クターショ ベル・その 他の整地機 械等	振動 ローラー
基準値	75デシベル						
作業時刻	午後7時～午前7時の時間内でないこと（午後10時～午前6時の時間内でないこと）						
1日あたりの作業時間	10時間／日を超えないこと（14時間／日を超えないこと）						
作業期間	連続6日間を超えないこと						
作業日	日曜日その他の休日でないこと						

注：1. 基準値は特定建設作業の場所の敷地の境界線での値

2. 指定地域

(1) 振動規制法 用途地域及び市街化調整区域のうち、指定された場所

(2) 市生活環境保全条例 ①都市計画法第8条第1項第1号に規定する第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、商業地域及び準工業地域

②前号に規定する区域以外の区域であって、学校、病院等の敷地の周囲80m以内の区域

3. () 内の内容については、振動規制法に基づく指定区域のうち、学校、病院等の周囲80m以内の区域を除く区域について適用します

キ、騒音規制法に基づく指定地域内における自動車騒音の限度

	区域	時間	
		昼間 (6時～22時)	夜間 (22時～6時)
1	a 区域及びb 区域のうち1 車線を有する道路に面する区域	65デシベル	55デシベル
2	a 区域のうち2 車線以上の車線を有する道路に面する区域	70デシベル	65デシベル
3	b 区域のうち2 車線以上の車線を有する道路に面する区域及びc 区域のうち車線を有する道路に面する区域	75デシベル	70デシベル

注：1. 各種域の区分は次のとおりです。

第a 種区域：第1 種低層住居専用地域、第2 種低層住居専用地域、第1 種中高層住居専用地域及び第2 種中高層住居専用地域

第b 種区域：第1 種住居地域、第2 種住居地域及び準住居地域

第c 種区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域及び市街化調整区域のうち指定地域にされた場所

2. 平成12年3月2日付け総理府令第15号により自動車騒音に係る要請限度の改正が行われた。

但し、幹線交通を担う道路に近接する空間においては、上表にかかわらず、次表の要請限度の特例が適用される。

昼 間	夜 間
75デシベル	70デシベル

注：1. 幹線交通を担う道路とは道路法第3条に規定される高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道にあっては4車線以上の車線を有する区間に限る）並びに道路運送法第2条第8項に規定する一般自動車道であって都市計画法施行規則第7条第1号に規定する自動車専用道路をいう。

2. 近接する空間とは2車線以下の車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から15m、2車線を越える車線を有する道路の場合は道路の敷地境界から20mの範囲をいう。

ク、道路交通振動の要請限度

区 域	時 間	
	昼 間 8時～19時	夜 間 19時～8時
第 1 種	65デシベル	60デシベル
第 2 種	70デシベル	65デシベル

注： 各区域の区分は次のとおりです。

第1 種区域：第1 種低層住居専用地域、第2 種低層住居専用地域、第1 種中高層住居専用地域、第2 種中高層住居専用地域、第1 種住居地域、第2 種住居地域及び準住居地域

第2 種区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び市街化調整区域のうち指定された場所

(2) 苦情件数・届出受理件数

ア. 騒音及び振動に関する苦情件数

騒音発生原因別苦情件数

発生原因		年度	20	21	22
事業所			7	10	14
	臨海部工場		0	0	0
	内陸部事業場		7	10	14
近隣			6	4	3
	商業宣伝活動など		0	2	1
	カラオケ		1	1	1
	その他		5	1	1
建設作業			6	4	3
	特定建設作業		5	4	1
	その他		1	0	2
交通			1	2	0
	自動車		0	0	0
	その他		1	2	0
合 計			20	20	19

振動発生原因別苦情件数

発生原因		年度	20	21	22
工場・事業場			1	0	0
建設作業			1	2	1
道路交通			0	0	0
その他			0	0	0
合 計			2	2	1

イ. 法・条例に基づく届出受理件数

届出の種類	法・条例	騒音規制法	振動規制法	市生活環境保全条例
		工場数	工場数	工場数
設 置		7	2	12
数・構造等の変更		1	0	4
使用廃止・全廃止		1	1	1

ウ. 特定建設作業実施届出の受理件数

特定建設作業	騒音規制法	振動規制法	市条例
くい打ち機	7	5	0
鋸打機（インパクトレンチ）	0		0
さく岩機	33		0
空気圧縮機	1		0
コンクリートプラント アスファルトプラント	0		0
鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業		0	0
舗装版破碎機		0	0
ブレーカー（手持式のものを除く）		33	0
ブルドーザー、トラクターショベル、バックホー	2		375
振動ローラー			3

※ 上記届出は、1届出中に複数の機械が提出されることがあります。このうち主なものについて計上してあります。

(3) 環境騒音調査結果表

No.	区域名	区域面積 (ha)	用途地域	地域 類型	調査地点	調査結果（昼/夜）			基準値 昼/夜
						20年度	21年度	22年度	
1	瀬又	47	第1種低層住居専用地域	A	瀬又		46/38		55/45
2	ちはら台Ⅰ	101	第1種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域	A	ちはら台東2丁目		51/38		55/45
3	ちはら台Ⅱ	96	第1種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域	A	ちはら台南6丁目		48/36		55/45
4	ちはら台Ⅲ	96	第1種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域	A	ちはら台南1丁目		45/39		55/45
5	潤井戸	43	工業地域	C	潤井戸		50/45		60/50
6	辰巳台東	109	第1種中高層住居専用地域	A	辰巳台東1丁目		46/38		55/45
7	辰巳台西	107	第1種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域	A	辰巳台西5丁目		50/45		55/45
8	古市場	60	第1種住居地域	B	古市場		48/46		55/45
9	若宮	102	第1種低層住居専用地域	A	若宮1丁目		54/44		55/45
10	郡本	129	第1種低層住居専用地域	A	藤井2丁目		48/37		55/45
11	国分寺台中央	105	第1種低層住居専用地域	A	国分寺台中央3丁目		48/45		55/45
12	南国分寺台	122	第1種低層住居専用地域	A	西広2丁目		48/38		55/45
13	北国分寺台	88	第1種低層住居専用地域	A	北国分寺台3丁目		49/45		55/45
14	八幡石塚	101	第1種住居地域	B	八幡		52/48		55/45
15	八幡	22	近隣商業地域地域、商業地域	C	八幡		50/47		60/50
16	八幡北町	65	準工業地域	C	八幡北町3丁目			56/54	60/50
17	五所	93	第1種住居地域、第2種住居地域	B	八幡			56/50	55/45
18	旭五所	46	第1種低層住居専用地域	A	八幡			54/47	55/45
19	君塚	107	第1種低層住居専用地域	A	君塚3丁目			54/46	55/45
20	五井東	106	第1種住居地域	B	五井中央西3丁目			55/47	55/45
21	五井金杉	86	準工業地域	C	五井			51/46	60/50
22	五井Ⅰ	48	近隣商業地域地域、商業地域	C	五井中央西2丁目			52/58	60/50
23	五井Ⅱ	106	第1種住居地域	B	五井			51/58	55/45
24	五井Ⅲ	116	第1種住居地域	B	五井			48/43	55/45
25	出津	99	第1種低層住居専用地域	A	五井			52/46	55/45
26	岩崎	90	準工業地域	C	岩崎			51/51	60/50
27	松ヶ島西	98	準工業地域	C	松ヶ島西1丁目			53/51	60/50
28	島野	100	第1種低層住居専用地域	A	飯沼			53/44	55/45
29	松ヶ島	125	第1種低層住居専用地域	A	青柳			47/44	55/45
30	青柳	84	第1種低層住居専用地域	A	青柳			51/47	55/45
31	今津朝山	117	準工業地域	C	青柳			55/53	60/50
32	姉崎海岸	116	準工業地域	C	姉崎	54/51			60/50
33	姉崎Ⅰ	44	第1種住居地域、第2種住居地域	B	姉崎	51/44			55/45
34	姉崎Ⅱ	28	第1種低層住居専用地域	A	姉崎	49/41			55/45
35	姉崎Ⅲ	27	近隣商業地域地域、商業地域	C	姉崎	51/47			60/50
36	椎津	114	第1種住居地域、第2種住居地域	B	椎津	50/46			55/45
37	青葉台Ⅰ	93	第1種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域	A	青葉台1丁目	51/41			55/45
38	青葉台Ⅱ	56	第1種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域	A	青葉台7丁目	50/40			55/45
39	泉台	58	第1種低層住居専用地域	A	泉台5丁目	50/37			55/45
40	有秋台	99	第1種中高層住居専用地域	A	有秋台西2丁目	53/41			55/45
41	桜台	75	第1種低層住居専用地域	A	桜台1丁目	48/44			55/45
42	光風台	80	第1種低層住居専用地域	A	光風台	49/43			55/45
43	馬立Ⅰ	56	第1種低層住居専用地域	A	馬立	48/39			55/45
44	馬立Ⅱ	9	第1種住居地域	B	馬立	48/45			55/45
45	牛久Ⅰ	25	第1種低層住居専用地域	A	牛久	50/41			55/45
46	牛久Ⅱ	32	第1種住居地域	B	牛久	52/42			55/45
47	高滝		無指定	—	高滝	45/41			—